

三豊市監査委員告示第6号

平成28年度財政援助団体等監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年10月4日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 宝城 明

三 総 総 第 3 0 1 号

平成 2 8 年 9 月 2 7 日

三豊市監査委員 糸川 昇 様

三豊市監査委員 宝城 明 様

三豊市長 横山 忠始

監査の結果に関する報告に基づく措置について（通知）

平成 2 8 年度財政援助団体等監査結果報告書に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知いたします。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
田園都市推進課	<p>○変更交付申請について</p> <p>まちづくり推進隊業務の交付金規則(三豊市地域内分権推進交付金交付規則)における交付決定(第6条関係)と変更交付申請(第7条関係)について、当初申請では事業計画についても十分な審査を行うとあるが、交付決定額に増減を生じなければ変更交付申請が提出されず、事業内容に変更(追加を含む)があっても口頭報告で了承となっている。</p> <p>今後は、規則に基づく適正な対応を行うこと。</p>	<p>事業実施状況の把握は、書面等による記録は残していないため、特に重要と思われる案件については、「協議要旨」を作成し、双方の確認のうえ記録するように改善した。</p> <p>また、個別事業の事業量の増減、事業の進捗確認とあわせて、指摘事項である新規事業の確認を行うため、事業進捗報告書(案)の作成を検討しており、11月頃を目途に、事業の進捗状況、新規事業の予定、交付額等について確認を実施する。</p> <p>予算管理も含め、各推進隊との情報共有・相談体制を強化し、今後もまちづくり活動等を円滑に推進できるようにするため、助言及び支援を行い、適正な運用に努める。</p>
田園都市推進課 (まちづくり推進隊高瀬)	<p>○役員を選任について</p> <p>役員(理事)の選任は規約(12条2項、平成28年4月1日時点)により総会において選任とあるが、実績報告上では総会後の理事会で決定となっている。</p> <p>今後は定款に基づく運営を行うこと。</p>	<p>役員を選任について、定款を確認し、総会における選任手続が定められていることを確認し、まちづくり推進隊7団体に定款に則った運営を執り行うよう指導した。</p> <p>また、まちづくり推進隊高瀬から定款を再確認し、適切に運営していくとの報告を受けている。</p>
生涯学習課 (三豊市体育協会)	<p>○要綱並びに、会則の順守について</p> <p>三豊市体育協会加盟団体補助金交付要綱並びに、三豊市体育協会大会派遣費補助金内規に基づく補助申請については、条文の記載事項を遵守すること。</p> <p>特に加盟団体補助金交付要綱第8条に基づく交付決定通知書(様式第4号)の通知がなされていないので、通知を行うこと。</p> <p>また、平成26年度・27年度の体育協会総会資料中の会則(第5条関係)に誤りが見られたので訂正をすること。</p>	<p>三豊市体育協会加盟団体補助金交付要綱及び三豊市体育協会大会派遣費補助金内規(以下「要綱等」という。)並びに補助申請に係る書類を確認し、今回、指摘があった事項を含め、要綱等を遵守し、適切に事務処理を行うよう指導した。</p> <p>また、三豊市体育協会から加盟団体補助金交付要綱第8条に基づく交付決定通知を今年度から作成し、各加盟団体に対して通知したこと及び平成28年度の総会時に体育協会会則第5条の改正をしたとの報告を受けている。</p>